

本製品のご利用にあたってのガイドライン

本ガイドラインは、お客様がご購入された製品（以下「本製品」といいます）に組込まれているヤマハ株式会社（以下、ヤマハといいます）が提供するソフトウェアおよびこれに関わる印刷物、電子ファイル（以下「本ソフトウェア」といいます）をお客さまがご利用にあたっての注意事項を規定するものです。

本製品のご利用の前に、本ガイドラインをお読みください。

1. 著作権および使用許諾

ヤマハはお客様に対し、本ソフトウェアを構成するプログラム、データファイル及び今後お客様に一定の条件付きで提供され得るそれらのバージョンアッププログラム、データファイル（以下「許諾プログラム」といいます）を使用するための譲渡不能なライセンスを供与します。これらの許諾プログラムの使用から得られるデータの権利はお客様にあります。著作権を含む許諾プログラムに関する権利は、ヤマハおよびヤマハのライセンサーが有します。

2. 使用制限

本ソフトウェアを利用して、違法な行為をすること、および違法なデータや公序良俗に反する内容を含んだコンテンツを公開することは許されません。

3. 終了

利用条件はお客様が許諾プログラムをお受け取りになった日に発効します。利用条件による使用許諾は、お客様が著作権法または利用条件の条項に1つでも違反されたときは、ヤマハからの終了通知がなくても自動的に終了するものとし、その場合には、ただちに許諾プログラムの使用を中止しなければなりません。

4. 保証の否認

お客様は許諾プログラムを利用するリスクは全てお客様のご負担となることを理解し明示的に同意するものとし、許諾プログラムおよび付帯文書は保証なしに「現状のまま」提供されます。ヤマハは明示、黙示、法定にかかわらず、品質保証、性能、権利の不侵害、商品性、特定目的への適合性を含め、本ソフトウェアに関する一切の保証や表明をいたしません。特に、許諾プログラムがお客様の要望に合うこと、許諾プログラムに中断や遅延がないこと、安全、正確、完全であること、エラーがないこと、および欠陥の修整などについても表明や保証を行いません。

5. 責任の制限

ヤマハの責任は利用条件で定める許諾を供与することのみに限定されるものとし、ヤマハは、許諾プログラムの使用、またはそれを使用できなかったことにより生じた直接的、派生的、付随的または間接的損害（データの破損、営業上の利益の損失、業務の中断、営業情報の損失などによる損害を含む）については、通常もしくは特別の損害に拘わらず、たとえそのような損害の発生や第三者からの賠償請求の可能

性があることについて予め知らされた場合でも、一切責任を負いません。

6. 第三者のソフトウェア

ヤマハは、許諾プログラムとともに、第三者のプログラム、データファイルおよび関連文書（以下「第三者ソフトウェア」といいます）を提供する場合があります。ヤマハが第三者ソフトウェアであることを示した場合、お客様はその第三者ソフトウェアに付随する契約条項に拘束され、第三者ソフトウェアの提供者が全ての保証その他の責任を負うことを理解し同意するものとします。ヤマハは第三者ソフトウェアに関する一切の責任を負いません。ヤマハは、第三者ソフトウェアの商品性、および特定目的に対する適合性の保証その他一切の保証を、明示であると黙示であるとを問わず、一切いたしません。第三者ソフトウェアの使用もしくは機能から生じるすべての危険は、お客様が負担しなければなりません。ヤマハは、第三者ソフトウェアに関しての操作方法、瑕疵その他に関してアフターサービスを提供するものではありません。ヤマハは、第三者ソフトウェアの使用、またはそれを使用できなかったことにより生じた直接的、派生的、付随的または間接的損害（データの破損、営業上の利益の損失、業務の中断、営業情報の損失などによる損害を含む）については、通常もしくは特別の損害に拘わらず、たとえそのような損害の発生があることについて予め知らされた場合でも、一切責任を負いません。

7. 一般事項

利用条件は、日本法（法の抵触に関する原則を除く）の適用を受け、日本法に基づいて解釈されるものとします。また、ヤマハとお客様との間で問題が生じた場合には、ヤマハとユーザーが誠意をもって協議し、協議しても解決しない場合は、東京地方裁判所を専属管轄裁判所とします。利用条件の規定のいずれか、または、ある規定の一部分が管轄権を有する裁判所または行政機関によって不法、無効、執行不可能とみなされた場合や、当該の規定（または規定の一部分）が規約全体の基本的性質に合致しないと判断された場合も、残りの規約（該当する規定が含まれる条項の残りの部分も含む）の合法性、妥当性、法的効力は影響を受けません。お客様は、アメリカ合衆国の通商禁止国、アメリカ合衆国財務省の特別指定国リスト上の国家に住居を定めていないこと、およびアメリカ合衆国商務省の拒否人名リストに該当する者ではないことを表明および保証するものとします。お客様からの全ての法的通知は書面でなされるものとし、下記に記載の住所まで書留郵便で送付されるものとします。

〒438-0125 静岡県磐田市松ノ木島203 ヤマハ株式会社 半導体事業部

8. 完全合意

この規約の契約条件は、お客様とヤマハの間の完全な合意から成るもので、この件に関する従前のすべての認識や合意に取って代わるものとします。利用条件の改訂および変更は、当該改訂および変更が書面によりなされ、かつヤマハが署名した場合を除き、拘束力を有しません。

9. ガイドラインの変更

ヤマハは、本ガイドラインの内容を変更できるものとします。変更後は、ヤマハがユーザーに変更の事実と変更箇所を通知またはウェブサイト上で変更の事実と変更箇所を告知するものとします。